

＜サンクトペテルブルク税務・会計情報＞

2011 年における主な税制改正

2012 年 1 月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

目 次

1. 新移転価格税制概要.....	1
2. 2011年における主な税務上の改正点.....	3
3. 2011年の税務訴訟実務の動向.....	5
4. 関税同盟概要.....	5
5. 国内（域内）消費促進を目的とした関税優遇スキーム.....	5

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）サンクトペテルブルク事務所が現地コンサルティング会社PricewaterhouseCoopers Russia B.V.に作成委託し、2012年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんこと予めお断りします。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32
Tel: 03-3582-5017

＜サンクトペテルブルク 税務・会計情報＞

2011 年における主な税制改正

1. 新移転価格税制概要

2012 年施行の新移転価格税制は、枠組みとしては、OECD ガイドラインに類似の制度となっている。これにより、欧州あるいは日本で実施済の移転価格税制対応をロシアに展開できる可能性が高まったが、相違点については十分に認識した上で調整を行い、効率的に対応を行うことが課題となろう。

主な改正点としては、以下のとおり。

- 適用対象取引の範囲縮小
- 関連者の定義の拡大
- 20%セーフ・ハーバーの廃止 → 独立企業間レンジ
- 適用可能な独立企業間価格算定方法の追加
- 対応的調整の可能性（ロシア国内のみ）
- 報告・文書化の義務
- 移転価格税務調査および罰則規定の導入
- 事前確認制度（APA）の導入

(1) 関連者の定義

以下の理由により、取引当事者の一方が、取引条件やその活動の経済的結果に影響を与えうる場合、両当事者は関連者とされる。

- 資本関係
- 相互合意
- その他

特に留意を要するのは以下の点である。

- 25%以上の持株関係のある場合、関連者とみなされる。
多くの先進諸国の制度においては、50%超となっていることから、特にベンチマークスタディにおける比較対象企業の選定などに要注意。
- 新法における関連者の定義はオープンリストとなっている。
現行法においては関連者は限定列挙されているが、新法においては、裁判所決定あるいは自己申告により関連者と定義されうる。
- ロシア政府が保有する企業同士は原則関連者とはみなされない。

(2) 適用対象取引、報告・文書化義務

適用対象取引のうち一定の金額要件などを満たす取引について報告・文書化義務が生じる。報告書提出期限は、翌事業年度5月20日であり、定型の様式により、関連者、取引内容、取引額などについて報告を行う。移転価格文書は、移転価格調査が実施された場合に、翌事業年度6月以降に提出を求められることがある。2014年度以降はペナルティが導入されるが、当該ペナルティは、移転価格文書が作成されていないあるいは内容不十分な場合にのみ課されるものである。

(3) ロシア移転価格税制への対応

ロシア移転価格税制対応においては、既存のグループ内対策や文書の有効活用が課題になるが、上記以外に、特に下記に注意を要する。

- 税務申告における移転価格調整は税額上方修正のみが可能
- ベンチマークスタディにおける利用可能情報について、ロシアの取引、企業情報が優先
- ロシア会計基準の特殊性
- 機能分析と取引契約書の約定との整合性
- 移転価格文書作成にあたって、ERPシステムの調整を含む業務フローの確立が望ましい。
- 税務調査対応として、移転価格担当者のみならず社内教育を十分に実施することが望ましい。

2. 2011 年における主な税務上の改正点

(1) 出資者による抛出現等の税務取扱い

純資産改善を目的とした資産抛出現の場合、少数派株主からの抛出現であっても、ロシア法人においては非課税扱いとなる。有限会社の純資産規定対応に株式会社同様の 1 年の猶予期間が設定されるとともに対応期限が 6 カ月以内と明記されたことも特筆すべきであり、制度運用の動向を注視する必要がある。

(2) 資本参加免除税制

最低投資額基準が撤廃され、子会社の株式 50%以上を 1 年以上保有している場合には、受取配当は非課税扱いとなる。

2012 年以降取得の有限会社持分について、5 年以上保有後の売却益は非課税扱いとなる。

(3) 電子 VAT インボイス

指定電子文書運営機関を活用することで、電子的な発行・受領が可能となる見込。電子 VAT インボイスの主な効用は、仕入れ VAT 控除の早期化、税務調査等の際に電子的に提出が可能な点。

(4) 売掛金の譲渡

VAT の取扱いが明確化され、元債権と譲渡額の差額が VAT の対象となる。

(5) サービスに関する供給地課税の原則の適用

輸送関連サービスの供給地がロシア国内である場合、ロシアに拠点をもたない外国法人によって提供される場合も、ロシア VAT の対象となる。

(6) 修正 VAT インボイス

請求額を事後的に修正する所定の様式が導入される予定。減額された場合の買手の VAT 調整方法も簡素化される予定である。

(7) 外貨建て取引の VAT の取り扱い

外貨建て取引における VAT 算出上の為替換算のタイミングが明確化

(8) 研究開発費

特定の研究開発費に関して 1.5 倍相当額の損金算入制度が導入

引当計上が可能に

(9) 無形資産の減価償却

納税者の判断により、耐用年数に応じた減価償却期間の設定が可能に（ただし 2 年以上）

(10) 高エネルギー効率の資産の固定資産税減免措置

一部のエネルギー効率のよい資産に 3 年間の固定資産税免除

(11) 社会保険料に関する改正

2012 年より、外国人駐在員に対して、給与 51 万 2,000 ルーブルまでの部分は 22%、超える部分には 10%の料率が適用される見込。（ロシアの社会保険料は全額雇用主負担、現在は免除）

ただし以下の外国人は免除。

- 高度な専門性を有する外国人
- 6 カ月未満の雇用契約に基づき就労する外国人

3. 2011年の税務訴訟実務の動向

(1) ライセンス・フランチャイズ料の損金計上

支払ロイヤリティの損金計上に関しては納税者を支持する判決が多数みられた。

(2) 過少資本税制

納税者不利の判決傾向が強まった。

ロシア最高調停裁判所が、債権者がロシア債務者に対して、重大な機能を有している場合、ロシア・キプロスおよびロシア・スイスの二国間租税条約の条項に関わらず、ロシア過小資本税制の適用を排除しないと判決。

4. 関税同盟概要

ロシア、カザフスタン、ベラルーシによる関税同盟は、単一関税地域完成に向けて進展が見られる。

関税同盟発足における主な変化は以下のとおり。

- ・ 域内他国からの輸入 VAT、物品税は物品輸入後に税務当局に納税。
- ・ 域内の国をまたぐ取引について 0% VAT の確認手続き。
- ・ 関税調査は 12 カ月ではなく、3 年間が対象。
- ・ 関税評価額の観点から、関税同盟域内の関税当局は他の関税同盟国内に輸入された類似物品の評価額を参照することが可能。

5. 国内（域内）消費促進を目的とした関税優遇スキーム

国内（域内）消費を目的とした物品の製造に使用される塗料、繊維、鋼材など 40 種類以上の物品について、原材料は、輸入時に非課税扱いとなり、完成品流通時に完成品にかかる関税を支払う制度。（保税加工に類似した制度）本制度が適用される産業分野は限定されていない。一部の対象物品への本制度適用は時限的（塗料、プラスチックなどは、本政令が施行されてから 3 年間など）である。

本制度の適用要件は以下のとおり。

- 原材料輸入に関する関税が、完成品の関税より高いこと
- 関税当局より輸入者は特別な許可を取得すること
- その他（完成品に輸入材料が使用されたことの特定および関税当局への報告など）

いまだ実務取扱いが不透明であるが、国内（域内）製造を振興を意図した制度として注目に値する。

（報告書作成委託先現地コンサルティング会社：PricewaterhouseCoopers Russia B.V.）